

事 務 連 絡  
令和4年8月9日

全国健康保険協会 }  
健康保険組合 } 御中

厚生労働省保険局保険課

公金受取口座を活用した保険給付等に関するQ&Aについて

健康保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

公的給付等を受け取るための口座（以下「公金受取口座」という。）を活用した健康保険法（大正11年法律第70号）及び船員保険法（昭和14年法律第73号）に規定する保険給付（以下「保険給付」という。）等については、「公金受取口座を活用した保険給付等について」（令和4年5月31日付け保保発0531第2号・第3号厚生労働省保険局保険課長通知。以下「公金受取口座通知」という。）によりお示ししたところですが、本通知に関連して、別紙のとおりQ&Aを作成しましたので、内容について十分に御留意の上、適切に御対応いただくようお願いいたします。

## 公金受取口座を活用した保険給付等に関するQ &amp; A

## &lt;実施の有無&gt;

Q 1 公金受取口座を活用した保険給付等の取扱いについて、必ず実施しなければならないのか。

A 公金受取口座を活用した保険給付等の取扱いについては、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施を図ることを目的に導入されたことを踏まえ、保険者においても、実施いただくようお願いします。

なお、運用開始時期については、令和4年10月以降、準備が整った保険者から順次運用を開始してください。

また、運用開始に当たっては、被保険者等に対象手続きや申請方法などを周知いただくようお願いします。

## &lt;対象となる給付&gt;

Q 2 公金受取口座を活用した保険給付等の対象となる手続きは、公金受取口座通知において、健康保険法第52条の保険給付等及び船員保険法第29条の保険給付等とされているが、健診・検診、インフルエンザ予防接種の費用補助等の保健事業や福祉事業についても、公金受取口座を活用した保険給付等の対象として良いか。

A 公金受取口座を活用した保険給付等の対象となる手続きは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号利用法別表第二省令」という。)の第2条第1号及び第12号、第3条第1号及び第12号並びに第6条第1号、第8号及び第19号に規定されている手続きです。

保健事業及び福祉事業の費用補助等に係る手続きについては、番号利用法別表第二省令に規定されていないことから、公金受取口座を活用した保険給付等の対象外となります。

## &lt;公金受取口座を利用できる者&gt;

Q 3 番号利用法別表第二省令においては、「当該支給の申請を行う者」等に係る公金受取口座情報を連携対象としているが、「当該支給の申請を行う者」については、自保険者の被保険者等以外の者も含むのか。

A 「当該支給の申請を行う者」には、自保険者の被保険者等以外の者も含まれます。

Q 4 資格喪失後、請求権の時効消滅前に保険給付等に係る支給申請があった場合や、傷病手当金・出産手当金に関して、被保険者であった者が資格喪失後の継続給付を受ける場合、公金受取口座を活用した保険給付等の仕組みを利用して良いか。

A 資格喪失後の保険給付等についても、健康保険法第 52 条の保険給付等及び船員保険法第 29 条の保険給付等に該当するため、公金受取口座を活用した保険給付等の仕組みを利用して支給することが可能です。

<申請様式等>

Q 5 公金受取口座通知において、現行の申請様式等は運用開始後も使用することが可能とされているが、具体的な使用方法を示してほしい。

A 現行の申請様式等を取り繕って使用することを想定しており、例えば、公金受取口座を活用した保険給付等の利用が可能である旨を予め被保険者等に周知の上、以下の方法をとることなどが考えられます。

- ① 現行様式は維持し、ホームページ等の申請様式等を案内する場所に、公金受取口座を利用できる旨を明記した上で、申請時に被保険者等の利用意思を口頭又は申請書の余白・備考欄への記入等で確認する。
- ② 現行様式は維持し、意思表示用の様式を別途用意する。

Q 6 公金受取口座を活用した保険給付等の運用が開始されるが、被保険者本人又は受取代理人の口座を申請書に記載する等の従来の給付方法を引き続き行うことはできるか。

A 公金受取口座を活用した保険給付等の実施は、給付方法の選択肢の一つとして新たにご対応いただくものであり、被保険者等が希望した場合には従来の給付方法についても引き続き行うことができます。

Q 7 公金受取口座を活用した保険給付等の支給に当たり、口座確認のために提出を求める書類はあるか。

A 口座確認のために提出を求める書類はありません。公金受取口座を活用した保険給付等は、口座情報の記載や通帳の写し等の添付書類の省略、添付書類の省略等に伴う確認事務の省力化等により、被保険者等や保険者における手続きの簡素化を図るものであるため、趣旨・目的を踏まえご対応をお願いいたします。

<口座情報の確認>

Q 8 傷病手当金や高額療養費など、複数回の申請が見込まれる保険給付等を支給するに当たり、支給申請の初回受付時に公金受取口座情報を取得・確認すれば問題ないか。

A 公金受取口座情報は、被保険者等がマイナポータルからいつでも変更・登録抹消できるため、支給の都度、情報連携により公金受取口座情報を確認する必要があります。

Q 9 被保険者等が公金受取口座情報の登録・変更・抹消を行った場合、変更後の情報について即時に取得できるか。

A 被保険者等が公金受取口座情報を登録・変更・抹消した場合、預貯金口座の実在性の確認等が行われるため、登録した情報等の反映までには数日程度を要することがあります。

そのため、被保険者等が保険給付等の申請後に公金受取口座情報を変更・抹消した場合には、変更前の口座に給付される場合があることから、その旨予め被保険者等に周知をお願いします。

また、情報連携により公金受取口座情報を取得できなかった場合や、取得した口座に振込手続きを行った結果、振込不能となった場合には、申請者に確認をとり、必要な対応を行っていただくようお願いします。

Q10 情報連携で公金受取口座情報を取得したところ、口座名義が申請者名義と異なっていたが、その口座に振り込んで良いか。

A 公金受取口座情報を活用した保険給付等の支給に当たって、支給申請書の記載名と公金受取口座の名義が異なる場合には、申請者に対して申請情報に誤りがないか等を確認するとともに、保険者において申請者本人のものとは異なる個人番号を基幹システムに登録していないか確認の上、適切な口座に振り込むようにしてください。

なお、申請者名と口座名義が一致しない場合として以下が考えられますが、マイナンバーカードに旧姓（旧氏）併記をしている場合や、住民票に通称名を登録している場合でも、当該名称を公金受取口座の名義として登録することは可能です。

- ① 公金受取口座が旧姓（旧氏）名義の口座である場合
- ② 公金受取口座が通称名義の口座である場合

<被保険者等への周知>

Q11 公金受取口座情報を活用した保険給付等の支給に関して被保険者等に周知広報を行うには、どのような資料を参照し、活用すれば良いか。

A 下記をご参照ください。なお、チラシ・リーフレットについては、「マイナンバーカードの取得、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進並びに業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について（依頼）」（令和4年6月13日付け事務連絡）の別紙5-1及び別紙5-2をご活用ください。

・デジタル庁ホームページ：公金受取口座登録制度

[https://www.digital.go.jp/policies/posts/account\\_registration](https://www.digital.go.jp/policies/posts/account_registration)

・デジタル庁ホームページ：マイナポータルによる公金受取口座の登録方法

[https://www.digital.go.jp/policies/account\\_registration\\_mynaportal/](https://www.digital.go.jp/policies/account_registration_mynaportal/)

・マイナポータル：『公金受取口座の登録・変更』内のよくあるご質問

[https://faq.myna.go.jp/category/show/216?site\\_domain=default](https://faq.myna.go.jp/category/show/216?site_domain=default)